

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。学校・家庭・地域が一体となって一過性ではなく継続して未然防止、早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

2 いじめ防止のための基本姿勢（5つのポイント）

- （ア）いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- （イ）児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- （ウ）いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- （エ）いじめの早期解決のために、当該児童の心身の安全を保証するとともに、学校内だけでなく町教育委員会や関係機関と連携をして解決にあたる。
- （オ）学校と家庭が連携して、事後指導にあたる。

3 いじめの未然防止のための取組

- （ア）いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
 - ①いじめゼロ運動
 - ②「きのえっ子」の育成（きらきら・のびのび・えがお）
- （イ）児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
 - ①一人一人が活躍できる学習活動
 - ②人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動
 - ③人とつながる喜びを味わう体験活動

4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

- （ア）いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
 - ・児童の小さな変化を見逃さない
 - ・児童理解やいじめ防止推進委員会での共通理解
 - ・教育相談活動及び家庭訪問の充実
 - ・学校生活アンケートの実施
 - ・情報モラルの指導の充実
 - ・豊かな人権感覚を育む
 - ・人権教育や道徳教育の推進
- （イ）いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。
 - ・情報収集と確実な事実確認
 - ・いじめられた児童の安全確保
 - ・傍観者への指導
 - ・町教育委員会や関係機関との連携
 - ・SC及びSSWの活用
- （ウ）家庭や地域、関係機関と連携した取組
 - ・家庭での様子や学校の取組等についての情報共有
 - ・いじめ相談窓口の設置（教頭）

5 いじめ問題に取り組むための校内組織

(ア) 学校内の組織

- ・職員会議 ・いじめ防止推進委員会 ・情報集約担当者（教頭）
- (イ) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

- ・緊急いじめ対策会議

6 いじめの解消について

(ア) いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が少なくとも3ヶ月経過

(イ) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ・児童本人や保護者に面談等を実施 ・再発防止

7 重大事態への対応について

(ア) 重大事態の発生と報告

(イ) 重大事態に対する調査及び組織

(ウ) 調査結果の報告

(エ) その他留意事項

8 いじめ防止指導計画の整備について

- ・学校全体での組織体制の整備
- ・年間指導計画の作成
- ・総合的ないじめ対策の推進

9 教職員の研修の充実

- ・本基本方針を活用し、いじめ問題について共通理解を図る研修
- ・様々なスキルや指導方法を身に付ける認知能力を高める研修
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを講師とした事例研修

～関係相談窓口～

<錦町立木上小学校>
0966-38-0083
相談窓口 教頭 中村

<子供のSOSの相談窓口>
0120-0-78310
24時間無料 文部科学省

<熊本いのちの電話>
096-353-4343
24時間 日本いのちの電話連盟

<子どもの人権110番>
0120-007-110
午前8時30分～午後5時15分
無料 法務省